

【いちかわ市民活動サポート制度】

平成 30 年度
市川市市民活動団体事業補助金
(いちサポ補助金)
ガイドブック

市川市 ボランティア・NPO 課
住所：市川市八幡 2-4-8 (旧八幡市民談話室)
電話：047-712-8704 FAX：047-712-8754

【目次】

第1章 いちかわ市民活動サポート制度	3ページ
1-1 支援の方針	
1-2 支援の2つの柱	
第2章 市川市市民活動団体事業補助金	5ページ
2-1 制度の概要	
2-2 団体要件	
2-3 事業要件	
2-4 事業の実施にかかる基準	
2-5 経費要件	
2-6 補助金の返金	
第3章 審査	17ページ
3-1 審査会	
3-2 申請から補助決定、精算までの流れ	
3-3 事業の変更	
3-4 事業の中止	
3-5 フロー図	
第4章 申請から補助金精算に必要な書類	20ページ
4-1 申請期間	
4-2 申請書類	
4-3 補助金の請求	
4-4 実施報告書	
4-5 補助金の精算	
第5章 情報公開	23ページ
5-1 情報公開について	
5-2 制度実施について	
5-3 いちかわ ボランティア・NPO Web	
<資料編>	
提出書類チェック表	25ページ
<その他>	
補助金清算のためのエクセル会計ソフトについて	26ページ

第1章 いちかわ市民活動サポート制度

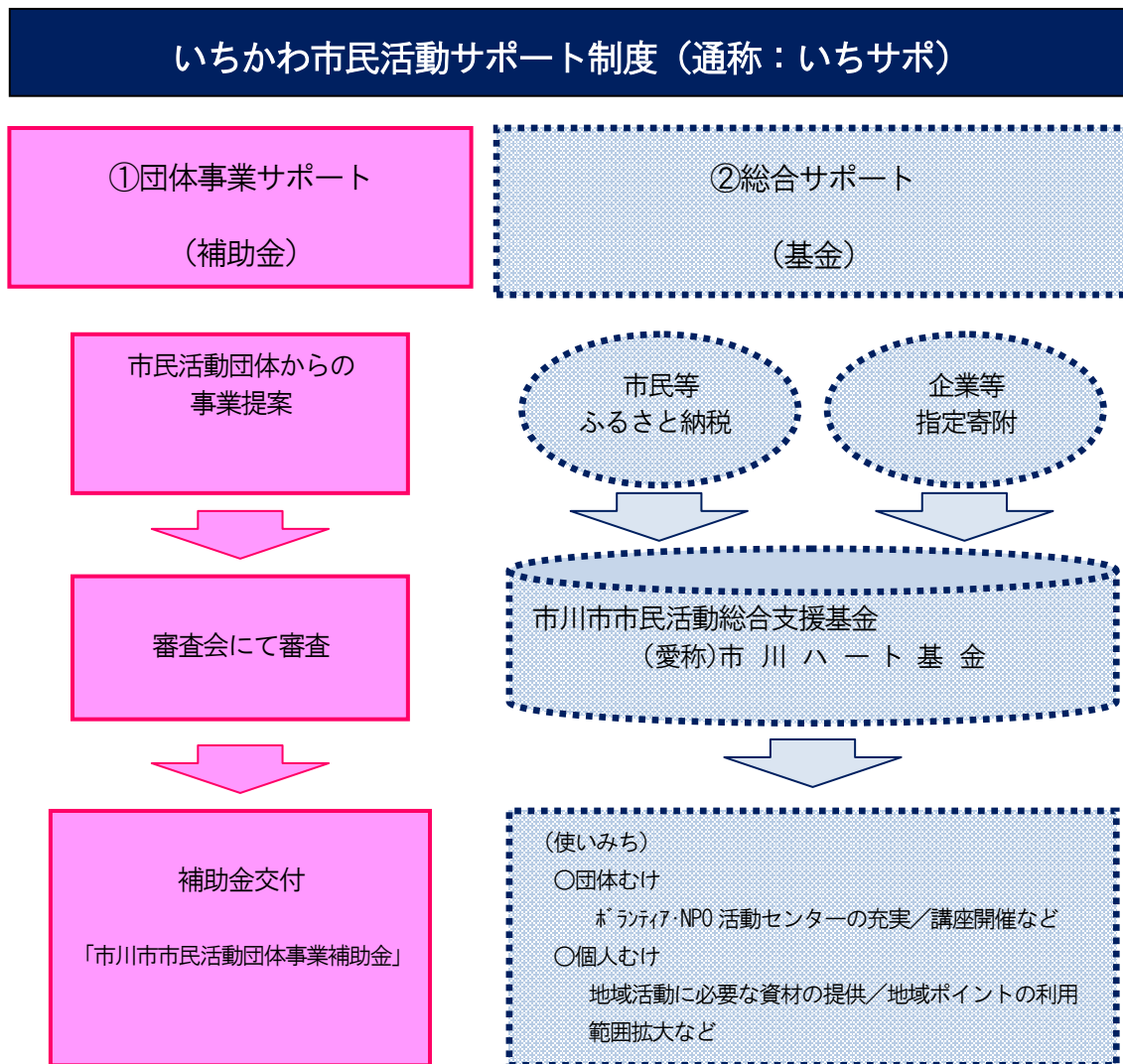
1-1 支援の方針

●いちかわ市民活動サポート制度

市は市民活動団体が行う事業のサポートを行うとともに、活動する市民を増やす、また市民活動のファンを増やすといった市民活動全体に対し総合的なサポートを行うため、「いちかわ市民活動サポート制度（通称：いちサポ）」を平成28年度から立ち上げました。

【サポート制度の2つの柱】

- ① 団体の行う社会貢献活動に対する財政的支援・・・市川市市民活動団体事業補助金制度
- ② 市民活動全体への支援・・・市川市市民活動総合支援基金（愛称：市川ハート基金）



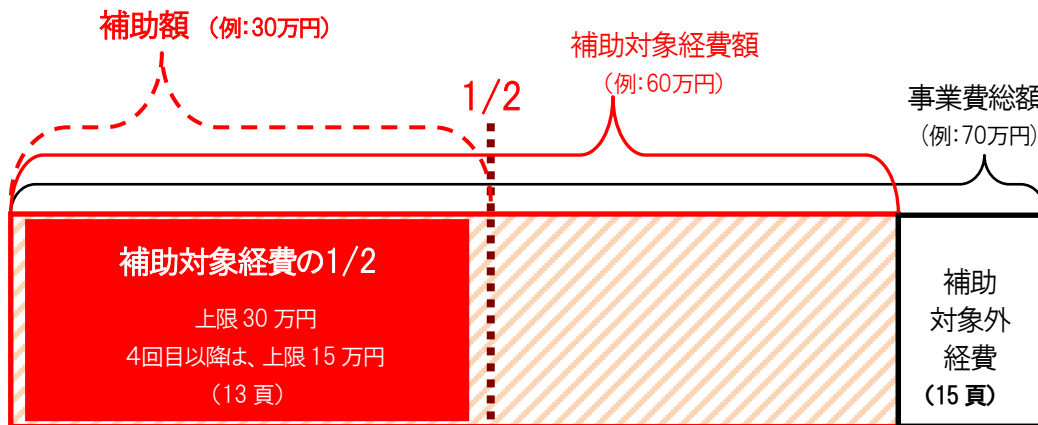
1-2 (支援の柱1) 市川市市民活動団体事業補助金の概要

本制度は、市民活動団体が行う社会貢献活動を計画的に実施でき、市民サービスの向上を図ることができるよう財政面での支援を行うものです。

【内容】

市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用の一部を補助します。補助は、1年度1回、1事業のみとし、平成30年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の期間に実施される事業が対象です。

- (1) 補助額は、事業費総額のうち補助対象となる経費総額（補助対象経費額）の1/2、上限30万円、同一事業の場合は、4回目以降は審査会に補助の継続が認められた場合に限り、補助対象経費額の1/2、上限15万円とします。
- (2) 初年度に本審査を実施し、2回目、3回目に同一事業が申請された場合は簡易審査を行い、負担軽減を図ります。
- (3) 補助の妥当性を判断するために、審査会の審査を経て予算の範囲で補助金を交付します。



1-2 (支援の柱2) 市川市市民活動総合支援基金の概要 (愛称: 市川ハート基金)

新たに「市川ハート基金」を設け、市民のみならず市外にお住まいの方や企業等からも寄附を募ります。市民活動をより活発にする、また、活動に参加する市民を増やすために活用しますが、具体的な使いみちは、皆さまからのご意見をいただきながら検討していきます。

【内容】(基金利用予定)

市民活動全体への支援、および個人ボランティアの活動支援を行います。

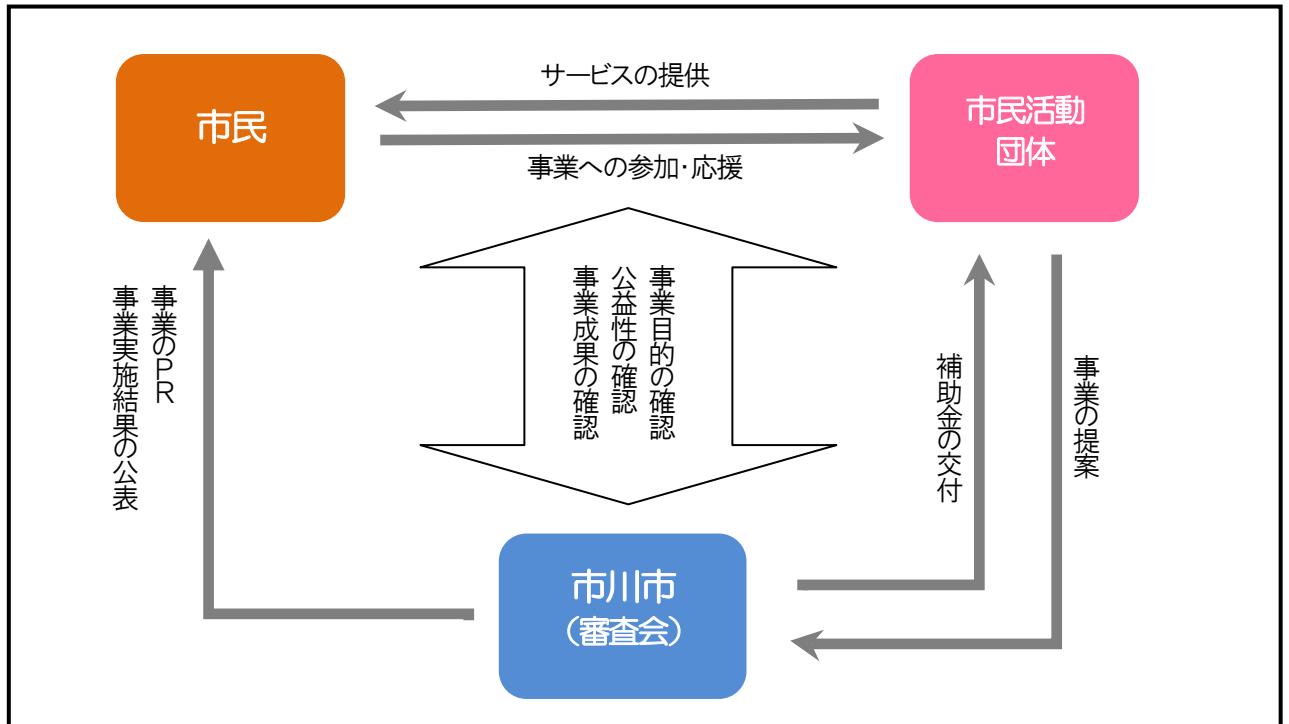
- (1) 市民活動全体の支援 (案)
 - ① ボランティア・NPO 活動センターの充実
 - ② 市民活動支援のための講座や講演会の開催
 - ③ 市民活動のPR
 - ④ 貸出備品等の整備
 - ⑤ 市民活動団体の活動発表や団体交流イベントの開催
 - ⑥ 自立に向けた相談、アドバイス
- (2) 個人ボランティアの活動促進のための支援 (案)
 - ① 地域活動に必要な資材の提供
 - ② 地域ポイント (エコポイント) の利用範囲拡大

第2章 市川市市民活動団体事業補助金

ここでは、市川市市民活動団体事業補助金の制度について詳しく説明します。

2-1 制度の概要

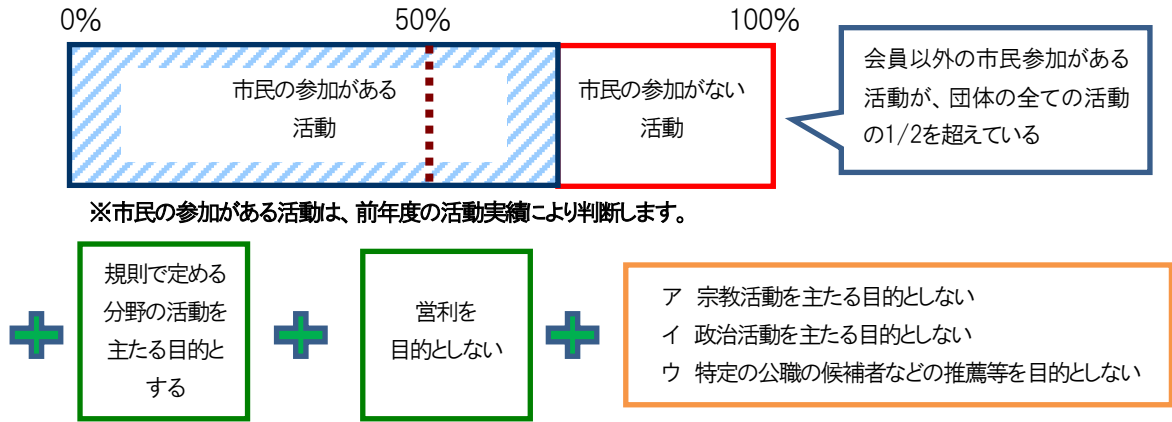
「市川市市民活動団体事業補助金」制度は、安定的に事業を行っていただけることを目指しますが、一方で、市が税金を使って補助するにふさわしい、市民の理解が得られる事業や経費であることが重要となるため、事業を行うことで市川市民に公益上の効果が見込まれるか、などの視点から審査会で提案事業の審査をします。



2-2 団体要件（申請できる団体って、どんな団体？）

次の要件1、要件2を全て満たしている団体が、本制度の補助金を申請できる対象団体となります。（補助金申請対象団体）

要件1：市民活動団体であること



本制度における市民活動団体とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する団体※1のうち、規則で定める分野（※2）の社会貢献活動を行うことを主たる目的※3とし、営利を目的とせず※4、かつ、その行う活動が、次ページ（ア）、（イ）、（ウ）の全てに該当するものをいいます。

※1 不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的に活動する団体とは、団体の構成員以外の市民（2人以上）が参加する活動が、団体活動全体において50%以上になっていること

※2 規則に定める分野とは以下の分野

(1) 保健、医療又は福祉の増進	(11) 国際協力
(2) 社会教育の推進	(12) 男女共同参画社会の形成の促進
(3) まちづくりの推進	(13) 子どもの健全育成
(4) 観光の振興	(14) 情報化社会の発展
(5) 農業又は水産業の振興	(15) 科学技術の振興
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	(16) 経済活動の活性化
(7) 環境の保全	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援
(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護
(9) 地域の安全の確保	(19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援
(10) 人権の擁護又は平和の推進	(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

※3 主たるとは、1/2以上であること

※4 営利を目的とせずとは、利益を会員等で分配しないこと

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解させようとするを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を推進したり、支持したり、反対することを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

(ウ) 特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙において当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙運動を行うことを団体活動の目的としている場合は申請できません。これは(1)、(2)と違い、従たる目的としている場合でも申請できません。

※主に団体の会員相互の扶助を図る、親睦を深めるなどの活動をする団体は、本制度の市民活動団体の定義からは除かれます。

要件2：8つの要件を満たしていること

要件1に定義する市民活動団体であって、かつ次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 市内に事務所があり、市内で活動していること
- (2) 規約、会則、定款など(※1)、を有していること
- (3) 会員等が5人以上いること
- (4) 申請書を提出する時に、1事業年度以上継続的に活動(※2)していること
- (5) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (7) 申請書を提出する年度から起算して5年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと
- (8) 暴力団員や暴力団密接関係者が団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと

※1 規約、会則、定款などは、以下の内容が明記されていることが必要です。

- 市民活動団体の目的
- 名称
- その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類
- 事務所所在地及びその他の事務所の所在地
- 団体を構成する者の資格の得喪に関する事項
- 役員に関する事項
- 会費に関する事項
- 事業年度

例文はP.9を参照ください。

※2 任意団体からNPO法人に組織を変更する場合などにご相談ください。

市民の参加する活動が
全活動の50%以上あ
るからOK!

役員、会員で
5名以上い
るからOK!

団体規則には、必
要項目が入ってい
るので大丈夫!



よし、第一関門の団体要件は
クリアだ!!

【参考】

本制度に申請する団体の規約、会則、定款等に定めることが必要な事項とその例は、以下のとおりです。
規約、会則、定款等に変更が必要な場合、総会の議決を要することがありますので、早めに確認をお願いします。

○市民活動団体の目的

この団体は、□□□□□□を目的とする。

団体要件：活動の目的を確認します。

○名称

この団体は、□□□□□□という。

○その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類

この団体は、その目的を達成するため、次の事業を行う、

- ① □□□□□□
- ② □□□□□□

団体要件：活動の種類を確認します。

○事務所所在地及びその他の事務所の所在地

この団体は、主たる事務所を千葉県市川市におく。
 千葉県市川市□□□丁目□□番□□におく。

団体要件：団体の所在を確認します。

○団体を構成する者の資格の得喪に関する事項

会員の入会については、特に条件を定めない。
 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。
 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 (1) 退会届を提出したとき
 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 …

広く市民を受け入れる団体であることを確認します。

○役員に関する事項

この団体に次の役員を置く。
 (1) 理事 □□人
 (2) 監事 □□人
 …

団体要件：会員等が5人以上いることを確認します。

○会議に関する事項

この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
 総会は、会員をもって構成する。
 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
 総会は、以下の事項について議決する。
 (1) 規約、会則、定款等の変更
 (2) 解散
 (3) 事業計画及び予算
 (4) 事業報告及び決算
 (5) 役員を選任又は解任

団体として規律ある活動をしていることを確認します。

○事業年度

この団体の事業年度は、毎年□□月□□日に始まり翌年□□月□□日に終わる。

団体として規律ある活動をしていることを確認します。

2-3 事業要件（申請できる事業は、どんな事業？）

補助金申請対象団体が行う、以下の要件を全て満たしている事業は、補助金の申請ができます。
（補助金申請対象事業）

10の要件

補助金の申請をすることができる事業は、**申請年度内に実施される事業**であって、かつ**次の要件を全て満たしている事業**です。

- (1)規則で定める分野の事業であること(P.6 ※2を参照)
- (2)市内において実施するものであること(※1)
- (3)営利を目的としないものであること
- (4)市民を主たる対象とするものであること
- (5)団体を構成する者のみを対象とするものでないこと(※2)
- (6)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと
- (7)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと
- (8)特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと
- (9)申請する事業に対し、市川市から助成金、補助金、給付金などを受けていないこと
- (10)事業の実施に係る基準に適合していること（P.11 参照）

※1 市外での活動(例えば市外のキャンプ場での野外活動や、市のPRやイメージアップになる事業を実施するなど)でも、この制度の趣旨に沿っているものについては対象事業となりますので、ご相談ください。

※2 障がい者向けの団体などで、安定した団体運営のために会員制を採用している場合はご相談ください。

2-4 事業の実施に係る基準とは？

事業の要件にある「事業の実施に係る基準」とは、次の1から7です。

1. 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい(市民の理解が得られる)事業であること

○市民が日ごろの生活の中で「困った」「心配だ」と感じたり、「実現すると今よりもっと暮らしやすくなる」と思える問題を、自主的、自発的に解決、改善しようとする事業であること。

(問題の例)

- ・こどもの居場所が欲しい
- ・高齢者に元気に暮らして欲しい
- ・郷土に愛着を持って欲しい
- ・地域にもっと関心を持って欲しい
- ・障がいをもつ人にもやさしい街にしたい
- ・地域を支えるボランティア活動をもっと盛んにしたい など

様式第3号事業計画書の
事業目的、事業内容等で
確認します



※趣味の活動は、本制度の補助対象にはなりません。

※市川市にとどまらず、国外や日本全体に及ぶ問題は、市が単独で解決、改善を図ることが難しいと考えられるため、市が税金を使って補助金を出すのにふさわしいかどうかについて、疑義が生じる可能性があります。

○市民が「この事業なら安心して参加できる」、また「この事業なら地域の課題を解決できる」と感じることができ
る事業であること。

具体的には、

「団体の規約、会則、定款等で目的としている内容に合致している事業である」

「社会通念上問題のない方法で行われる事業である。ギャンブル的なもの、飲酒等を行っていない事業である」

なお、スポーツ大会や演奏会、発表会など会員の活動を発表するような事業は、市民が観覧したり参加したりできるような環境が備わっていることが必要です。

2. 事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること

事業の目的を達成するために、最も効率的な方法をとっている事業であること。

例えば、「パソコン操作ができるようになることを目的」としながら「パソコンを使わない事業」が申請された場合、目的を達成する実施方法になっていない、成果が期待できないという判断になりかねません。

事業の目的と実施方法が合致しているか、事業をすることで具体的な成果・効果が期待できるかなど、事業の内容も含めて判断します。

様式第3号事業計画書の
事業目的、事業内容等で
確認します



3. 事業に関する広報活動を行なっていること

市民の利益を目的とするため、広く市民が参加できるように呼びかけをしていること。

様式第3号事業計画書の
広報の計画及び方法で
確認します。



4. 事業を適正に行える実施場所が予定されていること

事業が確実に遂行できるよう、事業規模にあった実施場所が予定されていること。また、多くの市民が参加できるよう、実施時期やスケジュールが計画されていること。



様式第3号事業計画書の
事業内容、スケジュール
等で確認します。

5. 事業実施費用として、この補助金以外に収入が確保されていること

事業が確実に遂行できるよう資金計画に問題がない、また、事業費用が適切に積算されていること。補助金は、対象経費に制限があり、また補助対象経費の1/2、かつ、3回目までは30万円、4回目以降は15万円を上限とするため、事業実施には自己資金を充当する必要があります。



様式第4号収支予算書の
収入等で確認します。

6. 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること

事業の参加予定人数に対し、主催する団体側の人員を十分配置できること。



様式第3号事業計画書の
事業内容、スケジュール
等で確認します。

7. 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて一定数の市民の受益者が見込まれること

専門的な知識や技能を持つ方を講師等としてお招きする場合は、団体の構成員以外に、20人以上の市民が参加する事業であること。

なお、福祉目的で、事業の計画的な運営のため、会員制を採用している事業(例:障がい児・者の水泳療育等)は除きます。



様式第3号事業計画書の
事業内容 事業の対象者
等で確認します。

2-5 経費要件（補助金の対象となる経費は、どんなもの？）

補助金の対象となる経費は、あくまで事業遂行のために直接要する経費。例えば、講師謝礼、会場使用料、消耗品費、チラシなどの印刷製本費などです。

団体の維持・運営などに要する経費（団体会員の人件費、事務所の家賃、光熱水費等）や、他の事業に流用可能と思われるものは、対象となりません。

申請できる費目（補助対象経費）※規則別表第2

！ここで規定する以外の費目の経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

経費項目	対象となる経費
報償費 ★	講演会、講習会、研究会等を行う場合において、専門的な技能・知識等を有する講師、指導者等の専門職への報償及び謝礼に要する費用として、1人1回当たり5万円(交通費を含む)を限度とする。(現金での支出のみ対象) ④講師等への謝礼を補助対象経費とする場合は、アンケート等で市民の参加者の人数を把握し報告してください。
	○ ・演劇等の上演料、専門スタッフへの謝礼
	× ・講師等へのお礼のお花等、現金以外で渡す物 ・団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体に対して支払われるもの
交通費	・交通費の実費相当額 ・補助対象事業の実施に不可欠な自動車等の駐車料金 ・公共交通機関がない場合、又は公共交通機関を使用するよりも明らかに経済的である場合において使用するタクシー等公共交通機関以外の運賃
	○ ・事業のチラシ、パンフレットを配布するための交通費
	×
消耗品費 ★	補助対象事業に必要な税抜き単価1万円未満の物品、材料等の購入に要する費用
	○ ・事業の目的に沿ったイベント等への出店に必要な食材費(焼きそば、フランクフルト、焼き鳥等の材料) ・修繕をするために購入した材料、グランド整備の補充用の土や砂 ・事業の目的に沿っている茶道における茶菓代、スイカ割り大会におけるスイカ代、スポーツに関する事業における飲料水、塩あめ等の熱中症対策用の食品 ・スポーツ大会やコンテスト等で繰り返し使用するトロフィー等
	× ・コンサート等で出演者等に渡す花束や品物 ・スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、また、参加賞など参加者に与えられる記念品となるもの

印刷製本費 ★	<p>文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用</p> <p>なお、補助対象事業に要する経費の総額(補助対象外経費も含めた額)の2割に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を限度とする。</p> <p>⑩印刷製本費を補助対象経費とする場合は、補助事業の総額について領収書の提出が必要となります。ただし、印刷製本費が補助対象経費の2割以下の場合は、補助対象経費分の領収書の提出で構いません。</p>	
	○	
	×	
通信運搬費 ★	<p>通知、資材等の送付等に要する費用</p>	
	○	
	×	・電話料、FAX 料
保険料	<p>補助対象事業実施時のイベント保険掛金、ボランティア保険掛金等</p>	
	○	・4月以前に支出した「保障期間が事業年度内」の保険料
	×	火災、地震等の家屋に係る保険料
使用料及び賃借料 ★	<p>会場等の使用料、並びに車両、及び機材の借上料(当該車両の借上げに伴う燃料費で市長が必要と認めるものを含む)</p>	
	○	
	×	<p>・個人に車両等を借りた場合などの謝礼</p> <p>・団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体に対して支払われているもの</p> <p>・<u>公の施設使用料減額団体の公の施設使用料</u> (※平成 29 年度より「市川市公の施設使用料の減免に関する基準」の見直しに伴い新たに追加)</p> <p>＜対象となる公の施設＞</p> <p>公民館、勤労福祉センター(本館、分館)、都市公園(野球場、陸上競技場及びテニスコートに限る。)、市民体育館、南行徳市民談話室、男女共同参画センター、文学ミュージアム、中国分スポーツ広場、地域ふれあい館、アイ・リンクセンター、アイ・リンクタウン展望施設、急病診療・ふれあいセンター集会室、全日警ホール(市民会館)</p>
原材料費 ★	<p>物品の生産に係る原材料の購入に要する費用</p>	
	○	・演劇等の舞台衣装、メイク、楽譜、著作権に関する費用
	×	
その他	<p>その他補助対象事業に必要な経費で、市長が審査会の審査を踏まえて必要であると認めるもの</p>	

【注意】

1. 予算項目を別の経費項目に流用することは認められません。
2. 事業遂行のために直接要すると認められない経費や食糧費、他に流用が可能な物品の購入（備品購入費）等は補助対象になりません。
3. 加盟団体等へ支払う費用（上部団体に支払う会費等）は対象となりません。
4. 準備、打ち合わせ、練習等に関する経費について
 - ※ 慰問当日に行う練習、コンサートの前日リハーサルに関する経費は補助対象経費とします。
 - ※ 事業の実施に不可欠な行為（許認可申請等）に関する費用は補助対象経費とします。
5. 審査会の審査を踏まえ市長が認めるその他の経費は、たとえば障がいを持つ方が訓練の一環として外で食事をしながら交流を図る事業など、福祉目的に限定した交流会飲食費用を想定しています。（ただし、1人あたり600円が限度／参加者から費用の徴収を行っている／団体構成員を除く市民参加者に限定とし、名簿等の提出が必要になる場合があります）
6. ★マークのついた項目は、4回目からの申請時には、過去3回の実施結果、その他の状況を勘案し、審査会の結果を踏まえ市長が特に必要と認めた場合に限り対象となります。
7. 報償費において、所得税法 204 条に該当する報酬にあたる場合、源泉徴収をする必要がありますので注意をしてください。詳細は税務署に確認をしていただくようお願いします。

対象になる経費が決まっているんだね

報償費、印刷製本費など制限があるから注意しよう！



返金にならないよう慎重に予算を組まなくちゃ！

2-6 補助金の返金（どんな場合に返金が必要ですか？）

提出された申請書(事業予定)により補助金が概算払いされますので、事業終了時の実績により補助金を精算していただきます。以下のケースのように、補助金を返金いただく場合がありますのでご注意ください。

ケース1：講師の日程が合わず、報償費が不要になった（支出が0円）

研修会に専門家を招いて講演をしてもらう予定だったが、講師との日程調整ができなかった。

報償費予算：	50,000 円	……	25,000 円概算払
実績：	0円	……	実績がないため補助金0円
返金：	<u>25,000 円</u>	……	<u>差額の 25,000 円を返金</u>

別の経費項目に流用することができないため、予算の 50,000 円の 1/2 分として概算払いされた 25,000 円は返金となります。

ケース2：印刷会社に発注せず、自分たちでチラシを作成した（経費の縮小）

チラシを印刷会社をお願いする予定だったが、自分たちで作成したため支払いが少なかった。

印刷製本費 予算：	30,000 円	……	15,000 円概算払
実績：	10,000 円	……	実績の 1/2 である 5,000 円が補助金となる
返金：	<u>10,000 円</u>	……	<u>差額の 10,000 円を返金</u>

このように、すべての経費項目毎に予算との対比で返金が生じるケースがありますので、ご注意ください。

ケース3：総額の事業費は予定よりオーバーしても返金が発生します

	事業費		補助金		
	予算	実績	概算払	確定額	返金額
報償費	50,000	0	25,000	0	25,000
交通費	3,000	20,000	1,500	1,500	
消耗品費	5,000	30,000	2,500	2,500	
印刷製本費	30,000	10,000	15,000	5,000	10,000
通信運搬費	5,000	15,000	2,500	2,500	
保険料	5,000	20,000	2,500	2,500	
使用料及び賃借料	20,000	75,000	10,000	10,000	
原材料費	50,000	50,000	25,000	25,000	
合計	168,000	220,000	84,000	49,000	35,000

← 返金
← 返金

※3 ※3 ※2 ※3 ※3 ※3

※1

※1 予算 < 実績(実績が予算を上回っていますが、補助金は増えませんので注意してください。)

※2 実績額が予算額を下回った場合は返金が必要です。(経費項目毎に計算します。)

※3 経費項目毎の実績額が予算額を上回っていても補助金は予算額を基準に計算します。

経費項目毎の予算と実績の対比をして、返金がでないように事業の管理をお願いします。

第3章 審査

3-1 審査会について

審査会とは

この制度では、基準に基づき適正に補助金が交付されるよう、審査会を設置しています。

審査会の目的とは

- 市川市民活動団体事業補助金制度の補助金交付について、市長の諮問に応じ調査審議を行うこと
- 交付申請をした市民活動団体、及び事業に対する審査
- 補助決定事業の実績報告に対する審査

審査委員の構成および任期について

- 学識経験者、関係団体からの推薦者、市民公募(書類選考・面接)で構成される10名以内
- 任期は2年

補助金交付の審査ポイント！

- 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業か
- 市民の利益に寄与する事業か
- 事業の成果・効果の見込みがある事業か
- 事業計画の具体性・実現性
- 補助対象経費の適合性



審査委員が団体にヒヤリングを行う場合があります！

- 書類審査では、十分に事業内容等の理解ができない場合、審査会は団体の代表者等から申請内容を説明してもらう場合があります。

【申請内容の確認】

(第一段階) 申請書による審査

※申請書はわかりやすく、かつ詳細に記入！

申請書から、事業の目的、身近な問題をどのように解決する事業なのか、どんな手段や費用を使うのかなどを判断します。

(第二段階) 質問事項に対する回答を踏まえた審査

※質問には的確に回答！

申請書から読み取ることができなかった事項は、審査会からの質問に対し回答書を作成いただき、併せて判断します。

(第三段階) 市民活動団体からの聞き取り内容を踏まえた審査

※ヒヤリングの実施！

申請書、回答書でも十分な理解ができない場合は、団体の方から直接話を聞き判断をします。

条件付きの承認！

- 審査会は、申請内容の審査を行った結果、事業経費の修正や、事業実施に対して条件をつけて承認することがあります。

審査会、議事録の公開！

- 審査の透明性を担保するため、審査会(本会議)は公開で行われます。また、会議録もホームページで公開されます。

3-2 申請から補助決定、精算までの流れ

- (1) 補助金申請をする団体は「市川市市民活動団体事業補助金申請書（一式）」を市に提出
※2回目以降の申請は前回と変更がない書類に限りコピーの提出も可とします。
- (2) 「市川市市民活動団体事業補助金審査会」にて申請内容の審査
※必要に応じて、団体からのヒヤリングを行うこともあります。
※同一事業の2回目又は3回目の申請は簡易審査となるため書類審査で決定します。
＜同一事業＞申請する事業が変わっても目的が変わらない場合は同一事業として取扱います。
(例) 福祉目的の団体が、今年度に講演会、次年度に慰問活動を申請する場合などは、同一事業とします。
- (3) 補助金交付決定（通知）
- (4) 補助金交付が決定した団体から提出される請求書に基づき、団体名義の指定口座に補助金を交付（概算払い）
- (5) 事業実施後、報告書を市に提出し審査会にて内容を審査
※内訳が分かる領収書、レシートの提出が必要になります。（交通費は出金伝票又は内訳に個人印が押印された一覧表の提出が必要です。）
- (6) 実績報告により決定した事業費に基づき、交付した補助金の精算
※返金となる場合があるため、事業終了後、早めに報告をするようお願いします。



3-3 補助決定後の変更等

申請内容に変更が生じた場合、事業の目的と効果が変わらない範囲（軽微な変更）であれば、変更を届け出る（様式第8号 軽微変更届出書）ことにより、事業を行うことができます。軽微な変更にあたらぬものは、対象事業とはならず補助金の返金が発生する場合がありますので注意が必要です。

【軽微な変更の例】

- 補助額に影響しない変更・・・
 - ・ 団体事務所の所在地の変更、代表者の変更等、補助決定事業の目的の達成に支障をきたすことがない、あるいは補助決定事業の実施効果の低下がない範囲での変更
 - ・ 事業実施場所、開催日時の変更など
- 補助額の減額を伴う変更・・・
 - ・ 事務の効率化による経費の削減など

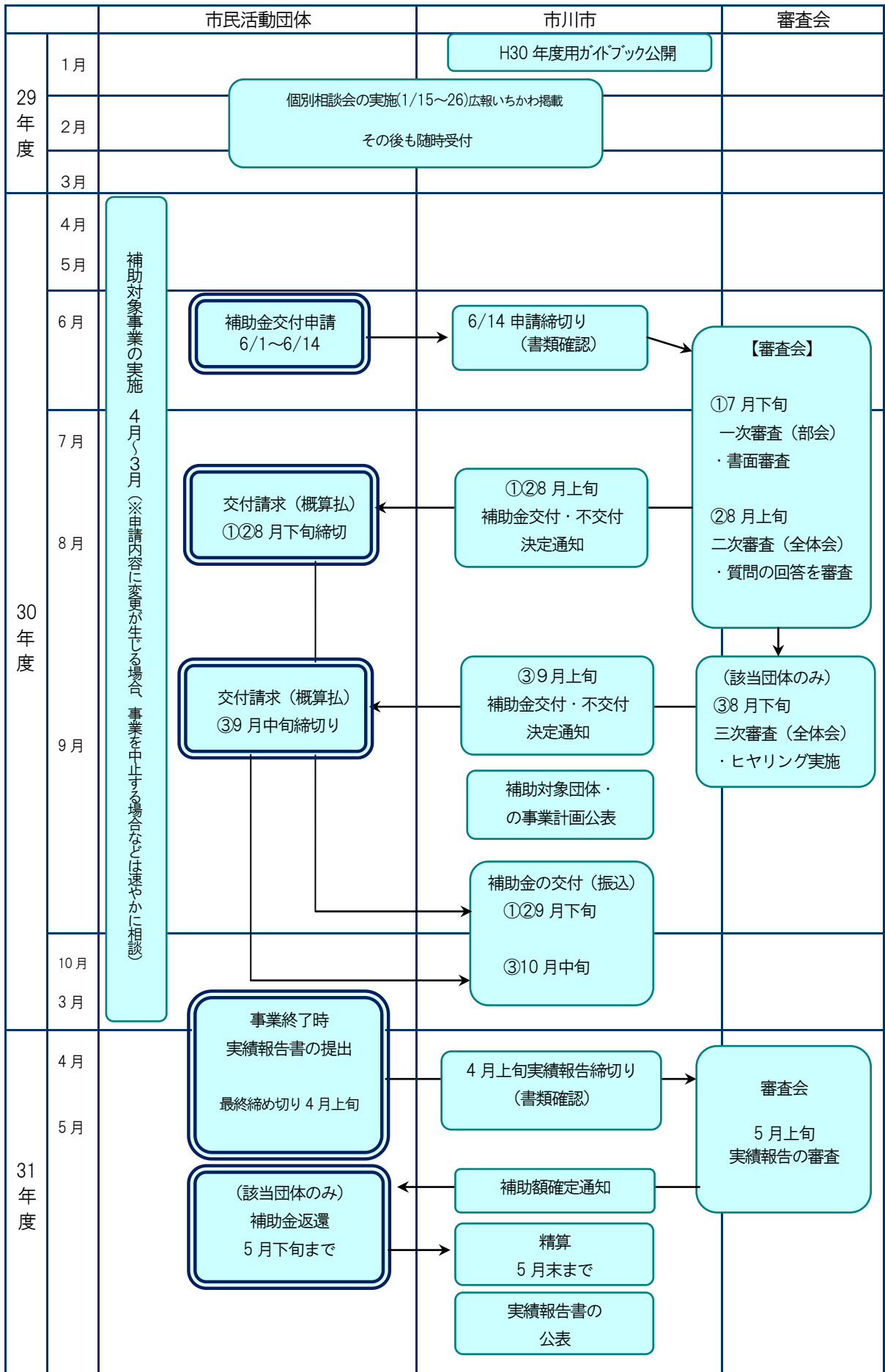
事業実施場所、時期、回数等に変更が生じる可能性がある場合は、すぐに相談してください。実績報告内容が申請内容と異なる場合、補助対象事業とみなされず補助金の返金が発生する場合があります。

※ 軽微変更届出書は申請内容に変更が生じた場合に速やかに提出してください。

3-4 補助決定事業を中止する場合

補助交付決定がされた後に、天災地変、団体の都合などにより補助決定事業の実施ができない場合は、届出を行う必要があります。（様式第7号 事業（中止・廃止）承認申請書）
返金手続等については、別途ご連絡します。

3-5 フロー図



第4章 申請から補助金精算に必要な書類

4-1 申請はいつ、どこですればいいの？

申請期間

平成30年6月1日（金）～6月14日（木）※ 土、日を除く。
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

受付場所

市川市 ボランティア・NPO課
※郵送・FAX・Eメールでの受付はできません

4-2 申請に必要な提出書類は、何がある

申請時に提出していただく書類は次のとおりです。
提出書類はお返しできませんので、必ずコピーをお取りください。

◆市で定める様式関係

	書類名	様式	記入方法
1	交付申請書	様式第1号	記入例①
2	団体概要調書	様式第2号	記入例②
3	申請事業計画書	様式第3号	記入例③
4	申請事業収支予算書	様式第4号	記入例④
5	平成29年度の事業報告 ※NPO法人で社会貢献活動の割合が明確な資料を作成している場合は、該当資料に代えられます。	その他市長が必要と認める書類	記入例⑤
6	団体要件・事業要件に関する宣誓書		記入例⑥

◆団体任意の書類

	書類名	部数
1	規約、会則、あるいは定款等の写し	1部
2	団体の事業報告書（直近のもの、かつ団体の総会等で使用したもの）	1部
3	団体の決算書の写し（直近のもの、かつ団体の総会等で使用したもの）	1部

◆「ボランティア・NPO Web」に未登録の団体のみ提出する書類

	その他の書類	部数	備考
1	市民活動団体登録申込書、写真（データ含む）1枚	各1部	詳細は、ボランティア・NPO課まで

※上記提出書類等は以下からダウンロードできます。ご利用ください。
「市川市公式ホームページ」<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res10/1111000009.html>

4-3 補助金の請求はどうするの？

補助金の交付額が決まったら、8月（予定）に**決定通知書**（様式第5号）および**補助金の概算
払交付請求書**（様式第15号）を**連絡責任者**にお送りします。

指定期日（※期日厳守）までに提出してください。



初めて申請する団体は、必ず団体の口座を準備してください。
口座名義は「団体名義」に限ります。（個人名義の口座には振り込めません）



【ご協力ください】

- ・郵送での提出 ⇒ 口座番号、口座名義のわかる部分のコピーを同封してください。
- ・事務局に持参 ⇒ 通帳をご持参ください。
- ・口座名義は書き間違いに、ご注意ください。
※ 間違いやすい例 ⇒ 「ダイヒョウ」が抜けている、「・」「ー」の有無 など

＜概算払交付請求書の書き方＞

☆金融機関の場合（ゆうちょ銀行を除く）

金融機関 <small>ゆうちょ銀行を除く銀行など</small>	金融機関コード	金融機関名		店番号	支店名
	①	②	銀行 金庫 組合	③	④ 本・支店 本・支所 出張所
	預金種類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください)		
	⑤ 普通 当座	⑥	⑦ (漢字)		

- ①金融機関コード（4桁）…預金通帳等に表示がある4桁の数字を記入すること
預金通帳等に記載のないときは、下記の金融機関コード一覧を参照してください。

【金融機関コード一覧表】

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0134	千葉銀行	1303	朝日信用金庫
0005	三菱東京UFJ銀行	0135	千葉興業銀行	1320	東京東信用金庫
0009	三井住友銀行	0288	三菱UFJ信託銀行	1326	小松川信用金庫
0010	りそな銀行	0522	京葉銀行	2963	中央労働金庫
0017	埼玉りそな銀行	1262	東京ベイ信用金庫	4959	市川市農業協同組合

- ②金融機関名……………金融機関名を正確に記入すること
③店番号（3桁）………預金通帳またはキャッシュカードに表示されている3桁の数字を記入すること
④支店名……………支店名を正確に記入すること
⑤預金種類……………預金種類（普通・総合または当座）の該当する方に○をすること
⑥口座番号（7桁以下）…口座番号を正確に記入すること。（7桁未満のときは右詰めで記入）
⑦口座名……………上段にはカタカナで、下段には名義人を漢字で正確に記入すること

☆ゆうちょ銀行の場合（郵便局）

ゆうちょ銀行 (郵便局) <small>貯蓄貯金への振込はできません</small>	金融機関コード	店番	口座番号(右詰めでお書きください)
	9900	①	②
	預金種目	口座名義(上段:カタカナ 下段:漢字で左詰めでお書きください)	
	普通	③ (漢字)	

- ①店番号（3桁）………預金通帳またはキャッシュカードに表示されている3桁の数字を記入すること
②口座番号（7桁以下）…口座番号を正確に記入すること。（7桁未満のときは右詰めで記入）
③口座名……………上段にはカタカナで、下段には名義人を漢字で正確に記入すること

※補助金は9月交付予定です。【概算払い（仮払い）】のため、事業終了後に精算が必要です。

4-4 事業が終了したらどうするの？

年度内でも受付をします。事業が終了したら忘れないうちに実績報告書を提出してください。

	提出書類	様式	記入方法
1	実績報告書（実施報告・活動写真含む）	様式第12号	記入例⑦
2	事業収支決算書（領収書を添付）	様式第13号	記入例⑧

提出された書類は全て審査会で審査され、最終的に補助金の額が確定します。



○事業収支決算書（様式13号）を記載するときは、事業収支予算書で記載した経費の項目と照らし合わせながら記載してください。

○領収書は、費目ごとに添付してください。（参照：記入例⑧裏面）

4-5 補助金の精算は、どうするの？

最終的に補助金の額が確定したら、市から確定通知書（様式第14号）でお知らせします。

補助金の精算（以下のいずれかに該当します）

- ① 補助対象経費総額が交付された補助金の額の2倍以上であれば、精算不要。
ただし、それぞれの経費の項目ごとに予算を下回った場合は精算が必要です。
※P16を参照
- ② 補助対象経費総額が交付された補助金の額の2倍未満であれば、交付された補助金から補助対象経費総額の2分の1を引いた差額を市に返還。
確定通知書に同封する納付書を用い、期日までに必ず納付していただくようお願いします。

第5章 情報公開等について

5-1 情報の公開について

この制度は、市民の皆さまに開かれた制度とするため、条例第8条6項に基づき、補助対象事業の内容が公表されます。また、条例第15条2項に基づき、実績報告書の内容も公表されます。予めご了承ください。

5-2 制度実施について

この制度の実施は、平成30年2月市川市議会で予算（案）が、可決されることが前提となります。

なお、各団体からの申請金額合計が予算額を上回った場合、上限金額30万円、15万円の設定変更や、上回った分を按分して減額するなどが生じることもあります。

5-3 いちかわボランティア・NPO Web について ※新規団体は登録してください

市内で活動する市民活動団体やNPO法人の情報が満載です！

Web 会員になるとインターネット上でボランティア募集やイベントへの参加申し込みができます。また、市民活動団体などの情報が満載のメールマガジンの配信も行っています。お時間あるときに、是非ご覧になってください♪

<http://ichikawa.genki365.jp/>

団体登録すると・・・

- 団体の基本情報や活動内容を Web 上でお知らせできます。
- 自らイベントの案内やボランティアの募集などの情報を発信（更新）することができます。



市川災害ボランティアネットワーク

ホーム 基本情報 活動紹介 サービス 問い合わせ



市川災害ボランティアネットワーク(通称:市川災害ボラネット)は、平成14年10月に市川市と市川市社会福祉協議会が合同で開催をした「災害ボランティア講座」をきっかけにして、その受講者が自主的に結成した団体です。

大地震などの災害が起きた時に、市川市及び市川市社会福祉協議会は、市川市地域防災計画に基づき、全国から駆けつけてくれるボランティア受け入れ、被災地や避難場所のニーズに応じて、ボランティアを派遣する災害ボランティアセンターを組織しますが、その活動を市民でサポートすることを目的として、毎月1回、災害に関して、専門家の方の講座を受けたり、訓練を実施しています。

会員募集中！お気軽にご連絡ください。
047-712-8704
(事務局)
市川市 ボランティア・NPO 課

＜提出書類チェック表＞ ◎提出書類を作成する際に、お使いください

申請の時に提出する書類（提出時期：平成30年6月1日～6月14日）

- 市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）・・・記入例①を参照
- 団体概要調書（様式第2号）・・・記入例②を参照
- 市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）・・・記入例③を参照
- 市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）・・・記入例④を参照
- 平成29年度の事業報告・・・記入例⑤を参照
※NPO法人で記入例⑤にある事業毎の従事者数、受益者数、事業金額等が明記されている場合は、団体の書類に代えることができる
- 団体要件・事業要件に関する宣誓書・・・記入例⑥を参照

- 規約、会則、定款等の写し・・・1部
- 団体の事業報告書（直近のもの、かつ団体の総会等で使用したもの）・・・1部
- 団体の決算書の写し（直近のもの、かつ団体の総会等で使用したもの）・・・1部

- 【ボランティア・NPOWeb未登録の団体が提出する書類】
- 市民活動団体登録申込書
- 団体マイページ掲載文記載用紙・写真1枚

補助金の交付決定通知書が届いた時に提出する書類

- 概算払交付請求書（様式第16号）・・・P.21を参照
※団体名義の口座がありますか。
個人名義の口座には補助金を振り込みできませんので、ご注意ください。

申請を取り下げる場合に提出する書類（7日以内に提出）

事業を中止・廃止または、軽微な変更をする場合に提出する書類

- 事業（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）
 - 軽微変更届出書（様式第8号）
- 該当する場合は、ボランティア・NPO課に連絡のこと

事業が終了したら提出する書類（提出期限：平成31年4月第1週までを予定）

- 実績報告書（実施報告・活動写真含む）（様式第12号）・・・記入例⑦を参照
- 事業収支決算書（領収書を添付）（様式第13号）・・・記入例⑧を参照

<補助金精算のためのエクセル会計ソフト> ～実績報告書が簡単に作成できます～

事業の収支を管理し、事業の実績報告書を作成する労力を軽減するため、Excel シートに領収書やレシートの内容を入力すると、ボタン操作一つで経費毎の収支管理や事業の実績表ができあがる会計ソフトを提供しています。補助金対象事業以外も管理可能です。ご利用希望の場合は、ボランティア・NPO 課までお問合せください。

なお、詳しくは、市川市公式ホームページ「市川市市民活動団体事業補助金の制度について」をご覧ください。
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res10/1111000009.html>

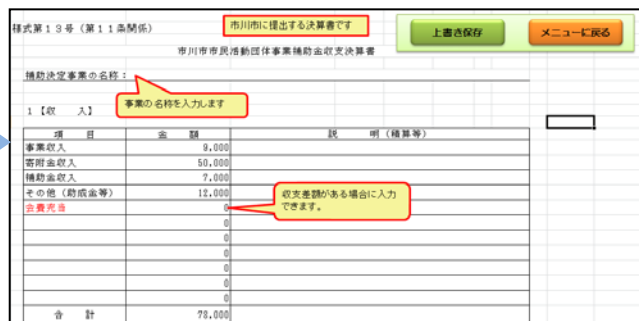
【概略】



日付	事業名	収入	収入科目	支出	支出科目	補助金適用
合計		78,000		92,613		
2016/3/3	A事業			200	報償費	補助金対象
2016/4/1	B事業			5,000	交通費	補助金対象
2016/4/2	会の活動	4,000	事業収入	400	消耗品	
2016/4/3	その他	5,000	事業収入			
2016/4/4	A事業	5,000	補助金収入			
2016/4/5	B事業			6,000	印刷製本費	補助金対象
2016/4/5	会の活動			4,999	保険料	補助金対象
2016/4/10	その他			2,180	消耗品	補助金対象
2016/4/10	A事業			2,080	消耗品	対象外
2016/4/10	B事業			24,899	印刷製本費	補助金対象

領収書やレシートを見ながら、いつ、どの事業で、どんな内容で使った費用かを入力します。また、補助金対象事業の場合は、対象経費にあたるかどうかを入力してください。

メニュー画面で「補助金収支決算書の表示」を選択すると、入力した情報から補助金対象事業の経費を抽出し、決算書を自動的に作成します。



【収入の部】 (単位:円)			
科目	金額	事業別	金額
事業収入	9,000	その他	7,000
寄附金収入	50,000	A事業	5,000
補助金収入	7,000	B事業	50,000
その他(貯蔵金等)	12,000	会の活動	16,000
会費充当	0		0
	0		0
	0		0
	0	合計	¥78,000
	0		0
	0		0
	0		0
合計	¥78,000		
【支出の部】			
科目	金額	事業別	金額
報償費	3,200	その他	3,390
交通費	6,230	A事業	4,825
消耗品	4,640	B事業	38,399
印刷製本費	30,399	会の活動	45,399
通信運搬費	0		0
保険料	5,199		0
雇用及び賃借料	2,345		0
原材料費	40,000	合計	¥92,613
	0		0
	0		0
	0		0
	0		0
	0		0
合計	¥92,613		
当期末剰余金	-1,613		
前期末剰余金			
次期末剰余金	-1,613		

その他の事業の収支も入力しておく、経費毎の集計や、事業毎の集計なども、メニューから選択するだけで自動的に計算。もちろん印刷も可能です。



このソフトを使うと自動的に決算書(様式第13号)が作成されて楽チンだね!

【ガイドブック改定】

○第2版(平成 28 年 2 月 16 日)

P.7 2-2団体要件 要件1:市民活動団体であること

市民の参加がある活動が団体全ての活動の 1/2 を超えていることについては、前年度の活動実績により判断することを明記しました。

○第3版(平成 28 年 4 月 21 日)

P.18 3-5フロー図、P.19 4-1、P.24 申請期間について

平成 28 年度の申請期間は 平成 28 年 6 月 1 日(水)から平成 28 年 6 月 14 日(火)まで、と確定しましたので、「予定」の表記を削除しました。

○第4版 (平成 29 年 2 月 1 日)

- ・ 「制度のなり立ちの経緯」を削除しました。
- ・ 年度表示を 29 年度に改めました。

P. 13 2-5 「経費要件」を修正しました。

P. 16 2-6 「補助金の返金」を追加しました。

P. 25 提出書類チェック表を追加しました。

P. 26 エクセル会計ソフトの紹介を追加しました。

○第5版 (平成 30 年 1 月 9 日)

- ・ 年度表示を 30 年度に改めました

○第6版 (平成 30 年 5 月 11 日)

P. 9 「会則・規約の例」の「会議に関する事項」(3)を修正しました。

「ガイドブック」の配布場所

- * ボランティア・NPO 活動センター（市川市八幡 2-4-8 旧八幡市民談話室）

- * ボランティア・NPO 活動センター行徳（行徳支所 2 F）

- ※ また「市川市公式ホームページ」からダウンロードできます。
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res10/1111000009.html>

様式第 1 号（第 5 条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付申請書

平成 3 0 年 6 月 〇 〇 日

市川市長

団 体 名 〇〇〇〇の会
代 表 者 名 市川 〇〇
所 在 地 市川市八幡〇丁目〇番〇号

市川市市民活動団体事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

事業で目指す内容が具体的にわかる名称をつけてください。

(例) 防災意識の啓発・高揚のための研修会事業

2 補助対象事業の概要

〇〇を対象に〇〇することによって〇〇になることを目的とする。

誰を対象に、どんな事業を行い、結果として地域のどんな問題を解決しようとしているのかを簡潔に記入してください。

(例) 市民を対象に防災に関する研修会を開催することによって、平時から防災に関する意識の啓発・高揚を促すとともに災害発生時の個人の対応力向上によって被害を最小限に抑えることを目的とする。など

3 申請に係る補助対象事業の申請回数

(該当する回数に〇を付けてください。) 1 回 / 2 回 / **3 回** / 4 回以上

4 補助対象事業費総額 _____ 7 0 , 0 0 0 円

5 補助対象経費総額 _____ 6 0 , 0 0 0 円

6 交付申請額 _____ 3 0 , 0 0 0 円

**交付申請額は、補助対象経費総額の 1/2。
3 回目までの申請は上限 30 万円。4 回目以降は 15 万円です。**

7 添付書類

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第 2 号）
- (2) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第 4 号）
- (4) 規約、会則、定款等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類様式第 2 号（第 5 条関係）

1 団体の概要

団 体 名	〇〇〇〇の会																																										
代 表 者 氏 名	市川 〇〇																																										
主たる事務所の所在地	〒272-〇〇〇〇 市川市八幡〇丁目〇番〇号		市内であることが必須要件です																																								
	【 専用事務所 ・ 住居と兼用 ・ その他（ ） 】																																										
その他事務所の所在地	なし																																										
規約等に記載される活動の分野 主分野1つに◎ その他分野に○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>1 保健、医療又は福祉の増進</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>2 社会教育の推進</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>3 まちづくりの推進</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>4 観光の振興</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>5 農業又は水産業の振興</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>7 環境の保全</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td><td>8 災害救援活動</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td>9 地域の安全の確保</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>10 人権の擁護又は平和の推進</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>11 国際協力</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>12 男女共同参画社会の形成の促進</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>13 子どもの健全育成</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>14 情報化社会の発展</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>15 科学技術の振興</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>16 経済活動の活性化</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>18 消費者の保護</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td><td>20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野</td></tr> </table>			<input type="checkbox"/>	1 保健、医療又は福祉の増進	<input type="checkbox"/>	2 社会教育の推進	<input type="checkbox"/>	3 まちづくりの推進	<input type="checkbox"/>	4 観光の振興	<input type="checkbox"/>	5 農業又は水産業の振興	<input type="checkbox"/>	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	<input type="checkbox"/>	7 環境の保全	<input type="radio"/>	8 災害救援活動	<input checked="" type="radio"/>	9 地域の安全の確保	<input type="checkbox"/>	10 人権の擁護又は平和の推進	<input type="checkbox"/>	11 国際協力	<input type="checkbox"/>	12 男女共同参画社会の形成の促進	<input type="checkbox"/>	13 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/>	14 情報化社会の発展	<input type="checkbox"/>	15 科学技術の振興	<input type="checkbox"/>	16 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/>	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援	<input type="checkbox"/>	18 消費者の保護	<input type="checkbox"/>	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援	<input type="checkbox"/>	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野
<input type="checkbox"/>	1 保健、医療又は福祉の増進																																										
<input type="checkbox"/>	2 社会教育の推進																																										
<input type="checkbox"/>	3 まちづくりの推進																																										
<input type="checkbox"/>	4 観光の振興																																										
<input type="checkbox"/>	5 農業又は水産業の振興																																										
<input type="checkbox"/>	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興																																										
<input type="checkbox"/>	7 環境の保全																																										
<input type="radio"/>	8 災害救援活動																																										
<input checked="" type="radio"/>	9 地域の安全の確保																																										
<input type="checkbox"/>	10 人権の擁護又は平和の推進																																										
<input type="checkbox"/>	11 国際協力																																										
<input type="checkbox"/>	12 男女共同参画社会の形成の促進																																										
<input type="checkbox"/>	13 子どもの健全育成																																										
<input type="checkbox"/>	14 情報化社会の発展																																										
<input type="checkbox"/>	15 科学技術の振興																																										
<input type="checkbox"/>	16 経済活動の活性化																																										
<input type="checkbox"/>	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援																																										
<input type="checkbox"/>	18 消費者の保護																																										
<input type="checkbox"/>	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援																																										
<input type="checkbox"/>	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野																																										
設 立 年 月 日	平成〇年〇月〇日	会 員 数	〇〇名(平成28年〇月現在)																																								
ホームページ	http://〇〇…〇〇	E - m a i l	〇…〇 @ 〇…〇																																								
会報等の発行	<input type="checkbox"/> 有 (年 3回 発行) ・ <input type="checkbox"/> 無																																										
団体の活動目的 団体の活動目的を簡潔明瞭に記載してください。	<p style="text-align: center;">団体が行う活動が目指している目的を記入してください。</p> <p>(例) 平時の防災に関する啓発を目的とする。</p> <p>(注) 団体の定款や規約の活動目的に「社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）」のことが定められていますか。(<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ)</p>																																										

主な事業内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 団体が行なっている主な事業を記入してください。 </div> <p>(例) ① 震災等に関する研修・講習会 ② 震災等に関する調査研究</p>
これまでの主な活動実績 団体の主たる取組を簡潔に記載してください。 これまでに団体として受けた補助金等があれば記載してください(自由記載)。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> これまで団体が行なってきた主な活動の実績を記入してください。補助金、助成金などを受けた実績があれば記入してください。 </div> <p>(例) ・災害ボランティアセンター立上・運営訓練(平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人) ・市民に向けた防災・減災のための各種講座(平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人) ・避難所体験宿泊訓練(平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人) ・帰宅徒歩訓練(平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人) ほか</p> <p>くらしと地域づくり活動助成金(平成〇〇年 助成元: コープみらい)</p>
団体の特徴、アピールをしたいこと等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 団体が行なってきた主な活動の特徴などを記入してください。 </div> <p>(例) 災害が起きたとき、起こりうる事象や自分に振るかかる危険を想定することで、防災意識の向上と適時適切な行動力と必要な準備が行われるよう、市民に対して啓発してまいります。</p>

2 申請に係る連絡先

事務所連絡先	電話 047 (〇〇〇) 〇〇〇〇	F A X	047 (〇〇〇) 〇〇〇〇
連絡責任者	氏名 八幡 〇〇		補助金申請の窓口となり、市からの連絡等を受ける方を記入ください。
	〒272-〇〇〇〇 千葉県市川市八幡△丁目□番△号		
E - m a i l	〇…〇 @ 〇…〇		
連絡手段の優先度	優先順を1、2、3で記入してください。 (1) E-mail ・ (2) FAX ・ (3) 郵送		

3 役員名簿(別紙添付可)

役 職	役 員 氏 名	事業における役割	住 所
会長	市川 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
副会長	八幡 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	鬼越 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	大洲 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	行徳 〇〇		
理事	相之川 〇〇		

会員を含めて5名以上であるか。また、暴力団関係者が関わっていないかなどを確認します。事業における役割は、申請時に決定していない場合は、事業計画書(様式第3号)の事業内容または準備スケジュールに記入してください。

改善状況	審査会からの指摘事項（以前に指摘があった場合は改善策を必ず記入すること） <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">指摘なし</div> <div style="margin: 0 10px;">/</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指摘あり</div> </div> <div style="margin-left: 100px;">改善策</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 200px;"> 4回目以降の申請では、改善状況も審査の対象になります。 </div>	
事業内容	事業の <u>対象者</u> <u>は誰</u> ですか	(例) 市川市民 (参加想定人数 50人)
	事業は <u>いつ</u> <u>行</u> いますか	(例) 平成28年10月実施予定
	事業は <u>どこ</u> <u>で</u> <u>行</u> いますか	(例) I-Link ルーム予定
	事業を <u>どのよ</u> <u>う</u> に行いますか (事業の内容を具体的に記載してください。)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> この申請事業で解決しようとする地域課題をどのようにして解決するか、具体的な内容、実施方法を記入してください。 </div> (例) 防災に対する意識や知識が不足しがちな市民に対して、意識啓発・高揚のための研修会を開催する。 講師の講演と、ワークショップ形式で「災害時の直感的な判断の分かれ目」を題材にしたクロスロードゲームを行う。 災害発生時に起こりうる事象や自分に振るかかる危険を想定しながら、他者と意見交換することで、防災のイメージーション力が身につく、これまで防災に対する意識が希薄であった市民の防災意識が向上するとともに防災知識を共有する。
外部講師等への依頼はありますか	なし / <input checked="" type="checkbox"/> あり (参加する市民の人数 50人) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 外部講師に依頼し報償費が発生する場合は、参加する市民が20名以上いるか確認します。 </div>	

	(時期)	(やること)	(担当人数)
準備スケジュール(別紙添付可)	4月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">申請事業の実施スケジュール記入してください。</p> <p>多くの市民が参加できるような時期やスケジュールが計画されているか、事業が適正に行えるよう人員配置が計画されているかなどを確認します。</p> </div> <p>(例)</p> <p>講師検討 … 責任者；行徳 ○○</p> <p>講師決定・講師へ依頼、日程調整 … 責任者；八幡 ○○</p> <p>講師と打ち合わせ … 責任者；市川 ○○ チラシ作成・配布 … 責任者；鬼越 ○○</p> <p>直前準備（資料作成ほか） … 責任者；大洲 ○○</p> <p>研修会実施 … 責任者；市川 ○○</p>	
	5月		10人
	6月		2人
	7月		2人
	8月		3人
	9月		2人
	10月		2人
	11月		10人
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
<p style="text-align: center;">広報の計画及び方法</p>	<p>※ 広く市民の参加を呼び掛けるための具体的な広報の計画及び方法を記載してください。</p> <p>1 広報の計画（別紙添付可）</p> <p>（例）講師が決定し、講師と内容の調整が出来次第概ね2ヶ月の広報期間を設ける。またより多くの親子参加を呼び込む目的で子どもを対象に防災グッズのプレゼントを企画する。</p> <p>2 広報の方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> インターネットを活用した情報発信 （ボランティア・NPOWeb、ホームページ、Facebook、ツイッター等）</p> <p><input type="checkbox"/> フリーペーパーへの掲載</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 広報いちかわ（市民の広場）に掲載 公民館等の公共施設へのポスターの掲示、チラシの配布等</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （)</p>		

（参照）ガイドブック P.14 経費要件をご覧ください。

市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書

1 【収入】 (単位：円)

項目	金額	説明（積算等）
事業収入	25,000	参加費500円×50人
寄附金収入		
補助金収入	30,000	市川市市民活動団体事業補助金
その他 (助成金等)		
会費充当	15,000	団体の本会計より充当
合計	70,000	

交付申請書（様式第1号）の6交付申請額と同額となります。

交付申請書（様式第1号）の4補助対象事業費総額と同額となります。

2 【支出】 (単位：円)

項目	支出金額	うち補助対象金額	説明（積算等）
報償費	40,000	40,000	講師謝礼 40,000円×1人
交通費			
消耗品費	5,000	5,000	インク代、用紙代
印刷製本費	1,540	1,540	研修会資料60部、チラシ1,000枚
通信運搬費	9,840	9,840	切手代 82円×120通
保険料			
使用料 及び賃借料	3,620	3,620	I-Link ルーム使用料
原材料費			
記念品	10,000		防災グッズ 200円×50個
合計	70,000	60,000	

積算内訳は、詳しくわかりやすく記入してください。

交付申請書（様式第1号）の4補助対象事業費総額と同額となります。

交付申請書（様式第1号）の5補助対象経費総額と同額となります。

補助対象経費として認められている項目（項目内でも対象とならないものもあるので注意してください）

補助対象経費とはなりません

備考

- 1 補助金の交付対象となる事業に要する経費を記載してください。
- 2 市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書（様式第11号）を提出する際、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支決算書（様式第12号）とともに領収書を添付する必要があります。

(その他市長が必要と認める書類)

平成29年度の事業報告

団体名称 ○○○○の会

団体の全活動のうち社会貢献活動が50%以上であること確認する資料です。
NPO法人で社会貢献活動の割合が明確な資料を作成している場合は、該当資料に代えられます。

1. 事業の成果

8月の市民向け避難所体験訓練は、市川市総合防災訓練の一環として市と協働で実施し、約20名の一般参加者に対して、より実践的な体験を通じた意識啓発とともにイメージーション力の重要性を伝えることが出来た。

12月実施の防災ウォークは、約20名の一般参加者とともに、災害発生時に徒歩での避難を想定した訓練の中で市内行徳地区の防災施設を巡り、参加者の危機管理意識の高揚が見られた。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 社会貢献活動にかかる事業 (市民(会員以外)の参加がある事業)

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲及び延べ人数 (うち市民の数)	事業費の金額 (円)
避難所体験訓練	大洲防災公園を使った宿泊訓練	8/29~30	大洲防災公園	30人	78人(48人)	17,537
防災ウォーク	防災について考えながらウォーキング	12/12	行徳地区	15人	35人(20人)	4,218
防災啓発研修会	市民に対して意識啓発・高揚の為の研修会	1/30	I-Link ルーム	5人	22人(17人)	69,500
小計				50人(a)	135人(85人) (b)	91,255(c)

団体の会員以外の市民が2人以上参加する社会貢献活動に係る事業の内容を記入してください。

(2) 会員のためだけに行う事業 (市民(会員以外)の参加がない事業)

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲及び延べ人数 (うち市民の数)	事業費の金額 (円)
バス研修	役員を対象とした防災施設視察	3/16	旭市	3人	25人(25人)	23,400
役員会	月1回の定例会	毎月	事務所	36人	36人(36人)	2,388
小計				39人(d)	61人(61人)(e)	25,788(f)
合計				(a)+(d)=(g) 89人	(b)+(e)=(h) 196人	(c)+(f)=(i) 117,043

総会や親睦会など、団体の運営や会員の交流をはかる、会員以外の市民の参加がない事業の内容を記入してください。

全活動に占める社会貢献活動の割合 ※ 小数点以下は四捨五入してください。	(a)/(g) 56%	(b)/(h) 69%	(c)/(i) 78%
---	----------------	----------------	----------------

(その他市長が必要と認める書類)

この数値は、全活動に占める社会貢献活動の割合判断をするために参考とするものです。

団体要件・事業要件に関する宣誓書

◆確認事項

申請書類だけでは確認しきれない項目について、
団体の代表者の宣誓を必要としています。
事実と異なることがないよう、全ての項目を確認してください。

団体要件	<p>以下、該当する項目に<input checked="" type="checkbox"/>チェックをしてください。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 営利を目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした活動を行っていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした活動を行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした活動を行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 法令、条例等に違反する活動をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない <input checked="" type="checkbox"/> 申請書の提出にかかる年度から起算して5年以内に、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことにより、当該決定の全部又は一部を取り消されていない <input checked="" type="checkbox"/> 団体又は団体役員等が暴力団等に該当していない <input checked="" type="checkbox"/> その他、市民活動団体としてふさわしくない行動を行っていない
事業要件	<p>以下、該当する項目に<input checked="" type="checkbox"/>チェックをしてください。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 原則として市内において実施する <input checked="" type="checkbox"/> 営利を目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 参加者の50%以上は市川市民を予定している <input checked="" type="checkbox"/> 当該市民活動団体の構成員のみを対象としていない <input checked="" type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としてない <input checked="" type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付予定の年度に、申請事業について、市川市から補助金又は委託等を受けていない

当団体や申請事業は、団体要件・事業要件に該当するとともに、申請書等の記載事項は上記のとおり事実と相違ありません。また、暴力団等に該当の有無について、市川市が警察署に照会すること、及び条例8条6項に基づき、補助決定事業の内容を公開することに同意します。

平成30年 6月 ○日

団体名 ○○○○の会

代表者名 市川 ○○

（自署又は押印）

代表者が自筆で署名する場合は押印不要です。

34	子育て応援メッセ実行委員会	団体の活動分野	13 子どもの健全育成	資料3 ※昨年度（H29）申請のもの 事業ごとに作成する概要資料
事業名	子育て家庭・妊婦さん向けイベント開催事業	事業の該当分野	13 子どもの健全育成	

平成28年度実績（比較用）			平成29年度申請		
事業費総額	451,245 円		事業費総額	520,000 円	【事業の概要説明】市川市での子育て支援は、行政はじめ民間の団体、サークル活動など活発な取り組みがなされています。しかし、まだまださまざまな状況の家庭にまで、支援や情報が行き届いていなかったり、どう利用してよいか戸惑うなど、課題も多いのが現状です。また、支援者同士の連携が薄く、子育てに悩んでいる人たちが、その隙間に落ちていってしまう事もあります。そこで、市内の子育てに関する活動をする人たちが集まり、活動の紹介・交流・体験をする事で「子育てを地域みんなで支えあっている」「誰もが子育て支援できる」「子育ては楽しいという実感が持てる」そんな集いとなるように「子育て応援メッセ」を開催し、その準備を通して支援者のネットワークを構築します。また、子育ての原点である「妊娠・出産」を意識した時点、初めて出産を迎える妊婦さん達の不安に大丈夫というメッセージを届けるため「ハッピーマタニティフェスタ」を開催します。「ハッピーマタニティ」をキーワードに、出産、産前産後のサポート、子育てに関わる人たちがネットワークをつなぐこと
補助対象事業費総額	296,097 円		補助対象事業費総額	298,500 円	
交付決定額	149,190 円		交付申請額	149,250 円	

収入	金額	説明	収入	金額	説明
事業収入			事業収入	366,000	出展協賛金 10,000円×14口、5,000円×4口
寄附金収入	296,000	協賛金10000×20、5000×18、3000×2	寄附金収入		冊子掲載協賛金 10,000円×11口、5,000円×15口
補助金収入	149,190	市川市市民活動団体事業補助金	補助金収入	149,250	チラシ配布協賛金 3,000円×7口
その他（助成金等）			その他（助成金等）		市川市市民活動団体事業補助金
会費充当	7,197		会費充当	4,750	団体の本会計より充当
補助金返金	-1,142				
合計	451,245		合計	520,000	

支出	支出金額	補助対象金額	説明	支出	支出金額	補助対象金額	説明
報償費	180,000	180,000	外部講師招聘あり	報償費	150,000	150,000	イベント講師（メッセ）30,000円×1団体、10,000円×5名、5,000円×1名、（マタニティ・行徳開催）5,000円×4名、（マタニティ・コルトン開催）10,000円×2名、5,000円×5名
交通費	5,280	1,980	660×3日分	交通費	10,380	4,560	スタッフ交通費 本八幡～妙典@660円×13回（内補助対象は6回分） 行徳～下総中山@600×3回（内補助対象は1回分）
消耗品費	26,117	26,117	インク、テープ、シール、紙コップ、用紙、ラミネート等	消耗品費	30,620	30,620	インク・テープ・シール・紙コップ・紙・ファイル・ラミネート用紙等
印刷製本費	119,218	88,000	ポスター、チラシ、当日配布資料等	印刷製本費	140,000	104,000	ポスターA2サイズ10枚、チラシ4,500枚、当日配布冊子1,300冊
通信運搬費				通信運搬費	1,000	1,000	資料送付切手代等
保険料				保険料	0	0	
使用料及び賃借料				使用料及び賃借料	10,000	8,320	行徳I&I使用料 行徳公民館使用料（※打合せの為補助対象外）
原材料費				原材料費	0	0	
飲食費	3,630			食糧費	5,000		スタッフ・ボランティア用お茶、ふりかえりの会用お茶菓子
スタッフ活動費	117,000			スタッフ活動費	173,000		講師謝礼用クオカード3,000円 ボランティア昼食費・交通費として@1,000円×20 ブログ掲載通信費として@1,000円×20回×3イベント スタッフ通信運搬費として@1,000円×15回×2名×3イベント
合計	451,245	296,097		合計	520,000	298,500	

審査会委員のコメント、指摘事項	審査会で特に審査していただきたい点	事業計画概要
	「ハッピーマタニティフェスタ」（昨年度と同一イベント）が新たに行徳地域で追加開催することとなり、消耗品費、印刷製本費、使用料等が増えています。	<p>実施時期、方法、場所 5/26・27、「子育て応援メッセ」、ニッケコルトンプラザ内コルトンホール 6/18・9/3、「ハッピーマタニティフェスタ」、行徳文化ホールI&I・ニッケコルトンプラザ内コルトンホール</p> <p>内容（※） 28年度からの変更点に下線 妊婦さんとその家族、子育て中の人たちへ、 ・子育て情報の提供 ・専門家による相談 ・リフレッシュの場の提供 ・子育て支援に関わる人たちの紹介 ・地域での子育てに関わる取組みの紹介 ・子育てをしながら様々な活動をしている先輩パパ・ママの紹介 ・子育てを応援する企業の紹介 …などをイベント内で行い、来場者が出産・子育てを前向きにとらえるようにする。</p> <p>子育て中の人には、平日と土曜日にイベント開催し、平日はママが子どもと一緒にリフレッシュできるように、土曜日はファミ</p>

市川市市民活動団体事業補助金審査会の進め方について

<p>【部 会】</p> <p>7月25日(水) 10:00~12:00</p> <p>・</p> <p>7月26日(木) 10:00~12:00</p>	<p>5人1グループで部会を2グループ組織し、それぞれの部会で申請事業86件の半数について審査を行います。</p> <p>・5人全員が補助すべきと判断した事業は、全体会(1回目)で報告し補助対象とします。</p> <p>・疑義がある事業は、疑義の内容を申請者に伝え、文書で回答を求めます。</p>
<p>【全体会】 (1回目)</p> <p>8月6日(月) ~8日(水) 予定</p>	<p>文書回答で疑義が解消されずヒアリングが必要と判断された事業は、可否決定を行わず全体会(2回目)で、ヒアリングを行います。</p> <p>・ヒアリングの対象は、出席委員の過半数がヒアリングが必要と判断した事業です。</p> <p>・それ以外の事業は可否決定を行います。(出席委員の過半数)</p>
<p>【全体会】 (2回目)</p> <p>8月20日(月) ~24日(金) 予定</p>	<p>ヒアリングを基に可否決定を行います。(出席委員の過半数)</p> <p>※ヒアリング後の可否審査は非公開とする予定です。</p>
<p>【実績審査会】</p> <p>平成31年 5月上旬予定</p>	<p>提案事業について、計画どおり行われていたか、適切な事業収支であったかなどを審査します。</p>